

時間外労働及び休日労働に関する協定

国立大学法人山形大学（以下「大学」という。）と松波地区事業場の労働者の過半数を代表する者（以下「職員代表」という。）は、松波地区事業場に勤務する職員（附属幼稚園，附属小学校，附属中学校及び附属特別支援学校の教育職員をいう。以下「職員」という。）の法定労働時間を超える労働（以下「時間外労働」という。）及び休日の労働（以下「休日労働」という。）に関し、労働基準法（昭和22年法律第49号。）第36条第1項の規定に基づき、次のとおり協定する。

記

（時間外労働及び休日労働を必要とする具体的事由）

第1条 大学は、次の各号のいずれかに該当する業務に従事する場合には、国立大学法人山形大学職員の勤務時間，休日，休暇等に関する規程第7条及び国立大学法人山形大学定時勤務職員の勤務時間，休日，休暇等に関する規程第7条並びに国立大学法人山形大学短時間勤務職員の勤務時間，休日，休暇等に関する規程第7条の規定に基づき、職員に時間外労働又は休日労働を命ずることができるものとする。ただし、大学は、職員に対する正規の勤務時間の割り振りを適正に行い、時間外労働，休日労働を可能な限り行わせないよう努めるものとする。

- (1) 入学式，卒業式など学校行事に関する業務
- (2) 職員会議など教員の会議に関する業務
- (3) 入学者の選考に関する業務
- (4) 教育実習生への指導に関する業務
- (5) 研究活動に関する業務
- (6) 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務
- (7) その他、急を要するため正規の勤務時間では処理できない業務

2 前項により時間外労働又は休日労働をさせようとするときは、あらかじめ本人に通知し、その同意を得るものとする。

3 前項の通知は、原則として、時間外労働については終業の時刻の1時間前、休日労働については前日の正午までに行うものとする。

（時間外労働及び休日労働を必要とする職員数）

第2条 時間外労働及び休日労働を必要とする職員数は、次のとおりとする。

附属学校園の附属学校（園）に係る教育，研究の業務にあたる職員 90人

（時間外労働時間数及び休日労働日数）

第3条 この協定によって労働を命ずることができる時間外労働時間数の限度は、次のとおりとする。

- (1) 1日につき 所定労働時間を超える時間4時間とする。（法定労働時間を超える時間数 最大3時間45分とする。）
- (2) 1か月につき 所定労働時間を超える時間数42時間とする。（法定労働時間を超える時間数 最大39時間15分とする。）

- (3) 1年間につき 所定労働時間を超える時間数320時間とする。(法定労働時間を超える時間数 最大300時間とする。)
- 2 この協定により労働を命ずることができる休日は、労働基準法第35条第1項に規定する4週当たり4日の休日(日曜日)とし、休日労働の限度は4週当たり2日以内とする。
- 3 前項に規定する休日に労働を命ずる場合は、1日の所定労働時間を原則とし、必要と認められるときには、第1項第1号に定める1日の延長時間の範囲内において延長できるものとする。ただし、この休日労働時間は、第1項第2号及び第3号に定める時間外労働時間には算入しないが、休日労働時間と第1項第2号に定める所定労働時間を超える時間を合せて80時間を超えないものとする。
- 4 第2項に規定する休日以外の所定休日に労働を命ずる場合は、1日の所定労働時間—を原則とし、必要と認められるときには、第1項第1号に定める1日の延長時間の範囲内において延長できるものとする。ただし、この休日労働時間は、第1項第2号及び第3号に定める時間外労働時間に算入する。

(休日の就業時間及び休憩時間)

第4条 休日に労働を命ずる場合の始業、終業の時刻及び休憩時間は、原則、所定の始業、終業の時刻及び休憩時間と同様とする。ただし、休日の始業時刻前、終業時刻後の労働についても休日の労働時間として、休日労働割増賃金以外に特別加算はしない。

(特別の事情による特別時間外労働)

第5条 大学は、特別の事情により次の各号のいずれかに該当する場合で、事前に職員の同意が得られたときは、第3条に定める時間を超えて職員に時間外労働を命ずることができるものとする。

- (1) 突発的な臨時業務が発生したため、特別に業務が集中することが明らかなとき
- (2) その他前号に準ずる特別な事情のあるとき
- 2 前項による時間外労働時間の限度は、第3条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
- 幼稚園及び特別支援学校に勤務する職員
- (1) 幼稚園及び特別支援学校に勤務する職員
- ア 1日につき 所定労働時間を超える時間数6時間とする。(法定労働時間を超える時間数 最大5時間45分とする。)
- イ 1か月につき 所定労働時間を超える時間数80時間(休日労働時間含む。)とする。(法定労働時間を超える時間数 最大76時間30分(休日労働時間含む。))とする。)
- ウ 1年間につき 所定労働時間を超える時間数480時間とする。(法定労働時間を超える時間数 最大460時間とする。)
- (2) 小学校に勤務する職員
- ア 1日につき 所定労働時間を超える時間数6時間とする。(法定労働時間を超える時間数 最大5時間45分とする。)
- イ 1か月につき 所定労働時間を超える時間数80時間(休日労働時間含む。)とする。(法定労働時間を超える時間数 最大76時間30分(休日労働時間含む。))とする。)
- ウ 1年間につき 所定労働時間を超える時間数540時間とする。(法定労働時間を超える時間数 最大517時間30分とする。)

(3) 中学校に勤務する職員

ア 1日につき 所定労働時間を超える時間数6時間とする。(法定労働時間を超える時間数最大5時間45分とする。)

イ 1か月につき 所定労働時間を超える時間数80時間(休日労働時間含む。)とする。(法定労働時間を超える時間数 最大76時間30分とする。)

ウ 1年間につき 所定労働時間を超える時間数700時間とする。(法定労働時間を超える時間数 最大670時間45分とする。)

- 3 前項第1号イ、第2号イ及び第3号イについては、6回までとし、1か月について所定労働時間を超える時間数が第3条第1項第2号に定める時間数を超え60時間以下の場合又は1年について所定労働時間を超える時間数が第3条第1項第3号に定める時間数を超えた場合は25% (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの場合は50%)とし、所定労働時間を超える時間数が60時間を超えた場合の割増賃金率は50% (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの場合は75%)とする。

(特別時間外労働の手続き)

第6条 前条の適用に当たっては、当該事情の生ずるおそれのある月ごとに、事前に職員代表に対象となる職員名を通知し、事後に1か月ごとに当該職員の労働時間の状況を報告する。ただし、職員代表は職員の特別時間外労働の適用に異議があるときは、労使間での協議を申し入れることができ、協議が合意に至るまでは特別時間外労働を適用しない。

(特定労働者に係る特例)

第7条 特定労働者とは、次のいずれかに該当する職員のうち、時間外労働の短縮を大学に申し出た者をいう。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員

(2) 負傷、疾病又は心身の故障により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次のいずれかに該当する者を介護する職員

① 配偶者、父母、子又は配偶者の父母

② 扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫

2 第3条第1項及び第5条第2項の規定にかかわらず、特定労働者の時間外労働時間の限度は次のとおりとする。

(1) 1日につき 所定労働時間を超える時間数2時間とする。(法定労働時間を超える時間数 最大1時間45分とする。)

(2) 1か月につき 所定労働時間を超える時間数24時間とする。(法定労働時間を超える時間数 最大21時間とする。)

(3) 1年間につき 所定労働時間を超える時間数150時間とする。(法定労働時間を超える時間数 最大131時間15分とする。)

(有効期間、対象期間及び起算日)

第8条 本協定の有効期間は、令和-2-3年4月1日から令和-3-4年3月31日までとする。なお、起算日は、令和-2-3年4月1日とする。

令和3年3月 日

使用者 職名 国立大学法人山形大学長
氏名 玉手英利 印

職員代表 事業場 松波地区事業場
職名 国立大学法人山形大学
氏名 印